

○羽村・瑞穂地区学校給食組合特別職報酬等審議会 会条例

平成 18 年 11 月 16 日条例第 5 号

最終改正 平成 20 年 10 月 22 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 議員報酬等の額について審議するため、管理者の付属機関として、羽村・瑞穂地区学校給食組合特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、管理者からの諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 議員の議員報酬の額
- (2) 管理者及び副管理者の給料の額

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 組織市町の区域内の公共的団体等の代表者 4 人以内
- (2) 識見を有する者 2 人以内
- (3) 公募による住民 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱のあつた日から第 2 条に規定する答申をした日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、特別職の報酬等に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年7月12日条例第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

- 2 第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

付 則 (平成20年10月22日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。